

愛知県保険医協会 学生会員ニュースNo.78

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】 本年もよろしくお祈りします。

畑の春は「寒おこし」から始まります。霜がおりるこの時期に土を掘り起こし寒気にあてると、土の中の病原菌や害虫を消毒でき、栽培する野菜の育ちが格段に違うと言われています。さて、今回は「2024年秋の健康保険証廃止方針」を取り上げます。



マイナンバーカードの取得 事実上の強制

昨年10月、河野デジタル担当大臣は健康保険証を2024年秋にも廃止すると表明しました。国民皆保険制度の日本で、マイナンバーカードに保険証機能を一体化し、現在の保険証を廃止することは、全国民にマイナンバーカード取得を強制することと等しいです。カードの取得は任意です。国民一人ひとりが利便性と危険性を考えて決めるというマイナンバー法の申請主義に反します。カードの交付状況は57.7%まで増えました（1月8日現在）が、国会での審議もされず、大臣が見解を発表しただけで物事が進んでいる状況は大変に危険です。

マイナンバー制度の目的は社会保障給付の削減

マイナンバー制度は、内閣府の資料では「所得把握の制度を向上」する納税者番号であるとともに「年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供」する社会保障番号だとしています。個人情報を集め、国民一人ひとりをプロファイリングし（給付削減を目的とした）選別するためのIDとして制度設計されました。

マイナンバーカードを取得し健康保険証と公金受取口座を登録すると2万円のマイナポイントがもらえる事業は2月末まで延長されました。マイナポイントを持つことでキャッシュレス決済を使う人が増えます。キャッシュレス化が進めば購入履歴等からプロファイリングの実現と精緻化が進みます。マイナンバーカードにある電子証明書（ICチップ・シリアルナンバー）や顔情報を行政が保有する情報と連携すれば万能な身分証になります。電子証明書は民間も利活用できます。デジタル庁は、マイナンバーと個人情報の紐付けを迅速に行うためにマイナンバー法の改正もなく、閣議や大臣の決定だけで利用拡大を際限なく進めようとしています。



医療機関にはオンライン資格確認システムの導入を強制

マイナンバーカードの普及のために、医療機関では今年4月からオンライン資格確認システム導入が「原則義務化」されます。保団連調査（回答数8,707件）では、「導入しない・できない」医療機関が15%。その理由は「情報漏えい、セキュリティ対策が不安」「レセコン、電子カルテの改修で多額の費用が発生する」「対応できるスタッフがない・少ない」「高齢で数年後閉院予定」です。期日までに導入できなければ、保険診療ができず多くの医療機関が一度に閉院に追い込まれ、地域医療の崩壊を招きかねません。地域医療を支えるすべての医療機関を守るために、また日本の皆保険制度を守るために、保険医協会ではシステム導入「義務化」と健康保険証廃止の反対運動を行っています。



「健康保険証を廃止しないで」署名はこちらからもできます